

2017年 6月 23日

国立市議会議長 大和 祥郎 様

提出者 関口 博

〃 尾張美也子

〃 藤田 貴裕

賛成者 住友 珠美

〃 高原 幸雄

議案の提出について

議員提出第 8 号議案

大学通り高層マンション建設をめぐる
元市長に対する国立市の債権のうち、
三重取りになる債権の放棄を求める決議（案）

上記の議案を次のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

大学通り高層マンション建設をめぐる
元市長に対する国立市の債権のうち、
三重取りになる債権の放棄を求める決議（案）

明和地所による大学通り高層マンション建設をめぐる建築紛争は、2008年の最高裁判所の決定により、司法の場において終結した。9年間の建築紛争を契機にして、国立市において2000年1月に当該マンション周辺の建築制限を行う中三丁目地区地区計画が制定され、国会において2004年6月に景観法が制定され、2006年3月に司法の場において初めて「景観利益」の存在が認められた。

一方、国立市は、明和地所に対して賠償金を支払う補正予算案を国立市議会に提出した。その審議において議員より、遅延損害金について市長の責任が問われ、当時の市長、副市長がその就任から賠償金支払い日までの遅延損害金相当額（116万7,500円）に対して、自らの給料減額条例を提出し議会がそれを可決し、遅延損害金を実質的に補填した。

補正予算可決を受けて国立市は、明和地所に損害賠償金及び遅延損害金（3123万9726円）を支払った。直後に明和地所から同額（3123万9726円）の寄付があり、国立市は、収支において実質的な損害が無くなった。

しかし、国立市（佐藤一夫市長・当時）は、上原元市長に対して上記の損害賠償金の支払いを求める裁判を起し、判決により上原元市長に対する債権（3123万9726円及び遅延損害金・年5分の請求）を取得した。債権を行使すれば、国立市の実質的な二重取りである。

さらに、国立市が取得した債権額には、前述した当時の市長及び副市長が給与減額して、遅延損害金に充当した分まで含まれている。国立市は、その額を減額して請求しなければ、実質的に三重取りになる。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、国立市が元市長に対して有する下記の債権を放棄する。

記

1. 権利の内容

東京高等裁判所平成26年（ネ）第5388号損害賠償請求控訴事件の判決に伴う求償権の請求額3123万9726円及びこれに対する平成20年3月28日から支払い済みまで年5分の割合による遅延損害金のうち、「市長等の給料の特例に関する条例」（平成20年3月国立市条例第13号）による関口元市長、長嶋元副市長の給料減額分及び平成28年12月13日（最高裁判所決定）まで年5分の割合による利子

2. 相手方（債務者）

住所

氏名 上原公子

以上、決議する。

2017年 6月 日

東京都国立市議会

提出先 国立市長